

新潟市スポーツ施設の未来構想会議開催要綱

(目的)

第1条 本市における県都・政令市にふさわしいスポーツ施設の構想を提言するため、新潟市スポーツ施設の未来構想会議（以下、「構想会議」という。）を開催する。

(開催期間)

第2条 構想会議の開催期間は、令和6年3月31日までとする。

(委員構成)

第3条 構想会議は、委員7名以内をもって構成する。

2 構想会議の委員およびオブザーバー（以下「委員等」という。）は、有識者、関係団体職員などで構成する。

(会長)

第4条 構想会議に会長を置き、会長は委員の互選により選出する。

2 会長は、構想会議の進行を行う。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(会議)

第5条 構想会議は、市長が招集する。

2 市長が必要と認めるときは、構想会議に委員等以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

3 構想会議は、原則公開で行う。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 構想会議の事務局は、新潟市文化スポーツ部スポーツ振興課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、構想会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月6日から施行する。